

福島市公立学校で発生した
いじめ重大事態の調査報告書
公表版

令和8年10月

福島市教育委員会

1 公表の目的

児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行うとともに、社会全体で「子どもを健全に育てる」という意識をもつ。

社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。

- ・ 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に向けた風通しのよい教育環境を創り上げる。
- ・ 学校や教育委員会が当事者として事実に向き合い、児童生徒の育成を第一に考え、公正かつ切な指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
- ・ 家庭教育の重要性が自覚され、情操や道徳性、対人交流の力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

2 事実の概要

(1) 福島市内公立学校の子ども（以下、Aさん）が、加害行為を行った子ども（以下、Bさん、Cさん）に、本人のいないところで悪口を言われたことを、関係する子ども（以下、Dさん）から話を聞いてショックを受け苦痛を感じたことにより、Aさんの生命、心身に重大な被害が生じる事態に至った。

(2) 学校より、本事案について「いじめに関する報告書」によって福島市教育委員会（以下、市教委）に報告された。その後、Aさんがいじめを原因とする生命、心身に重大な被害が生じる事態に至ったことにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にあたる重大事態の結果が発生した。また、いじめを原因とする欠席日数が30日を超えたことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する状況となった。

3 調査主体及び組織

公立学校重大事態調査委員会

4 調査結果

(1) 学校におけるいじめ認知に係る概要

Aさん保護者より、AさんがDさんから、AさんがいないところでBさんとCさんが悪口を言っていたということを聞き、ショックを受けていることについて訴えがある。また、Aさん保護者より、AさんはBさんとCさんを怖がっており、登校させることはできないと訴えがある。

学校は、アンケートの実施と関係する子ども（Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、E

さん、Fさん）への聴き取りを行い、事実を把握し、すぐに、いじめ対策組織委員会を招集していじめを認知した。その後、Aさんが苦痛を感じたBさん、Cさんの言動について指導を行った。また、Bさん、Cさんに同調したDさん、Eさん、Fさんについても指導を行った。

その後、Aさんは、病院よりいじめを原因とする適応障害を発症したと診断を受け、生命、心身に重大な被害が生じる事態に至ったこと、Aさん保護者より、いじめの重大事態として扱ってもらいたいと要望があったことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号該当事案の結果が発生した。また、欠席が続き、いじめを原因とする欠席日数が30日を超えたことからいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する状況となった。

5 学校の対応について

（1）学校のいじめにかかる対応

Aさんの母親から、友達からいじめを受けて登校できないとの相談の電話があった。同日、学校は、臨時の学校いじめ対策会議を開いて対応を確認した。Aさんと両親が来校し、Aさんからの事実確認を行い、後日、名前が出た子どもからも事実確認を行った。訴えのあった内容が認められたため、指導方針を確認し、教頭より電話でAさん保護者に登校に向けての学校での対応と加害者への指導について報告を行った。また、Aさんへの謝罪の場について関係する子どもの保護者と連絡調整を図り、保護者同席の謝罪を行った。事案発生の日後には、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本事案の発生について市教育委員会に報告がなされている。

（2）学校の対応に係る評価

学校は本事案の発生を把握した直後に、迅速かつ組織的に対応している。また、聴き取りを進め事案を掌握した、事案発生の日後には、本事案の発生について市教育委員会に報告しており、「推進法」第23条2項に定められている内容に沿った対応をしている。

学校から提出された報告書の内容と、関係者から聞き取った内容はおおむね整合しており、時系列的な視点からも、大きく食い違うような内容は認められない。この間の学校の対応は、組織的かつ法的根拠に基づき、おおむね適切に行われたものと判断される。

6 再発防止をめぐる提言

(1) 学校において

① 入学・進学時の環境が変化する際の子どもを見守る体制づくり

進学時に学校間で引継ぎを行うときは、過去に生じていたトラブルが、子どもたちの関係上重要な情報であると考えられる場合は、いじめとして認知していなかったとしても、子どもや保護者の意向に配慮しつつ、適切に引き継ぐことが重要である。引継ぎに当たっては、口頭でのみの伝達に留めず、関係する資料や情報を文書化したものを用意するなどの工夫をし、関わる教職員が変わっても、実態に即した適切な見守り体制を構築していく必要がある。

また、入学、進級などの学校生活の変化に加え、家庭内の変化も含め、環境の変化は、いじめの発生リスクだけでなく、子どものメンタルヘルスの悪化など様々な問題を引き起こすことがある。今後は、子ども同士の人間関係やメンタルヘルスの状態について把握・確認を行うとともに、いじめリスクの高まる時期を教職員が共有し、子どもの表情や様子、行動を観察して積極的に声をかけるなど、学校全体で支援を行っていく。

② 特別な支援を必要とする子どもに対する理解

認知、行動、コミュニケーションの特性が相対的に多数派とは異なる子どもの言動は、周囲がネガティブに認識したり、問題のある子どもとして認識したりすることでいじめにつながる可能性がある。異なる特性のあるもの同士がどのようにすれば円滑にコミュニケーションがとれるのか、また、お互いに安心して授業や活動に参加することができるのか、子どもたちと日常的に考えていくことが必要である。多様な背景をもつ子どもたちが、互いを認め、受け入れる学級の風土や雰囲気づくりに取り組んでいくことを、各学校共通の課題としていく必要がある。

③ いじめの認知について

トラブルが日常化してしまうと、教職員のいじめ認知の感覚が鈍くなり、いじめに気付かなかつたり、実際に気付いても「いじめ」とは認知されないままに時間が経過してしまったりする恐れがある。そのような学級の状況を引き起こさないためには、偏った思い込みや見過ごしを防ぐために、担任以外の第三者（管理職やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の支援を得て、トラブルが起きている状況を正しく認識し、対応を組織的に検討できるようにしていく必要がある。

(2) 教育委員会において

- ① 市教委の責務として、「福島市いじめ防止等に関する条例」第6条に「教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学

校におけるいじめ防止等のための必要な措置を講じなければならない」とある。ここで言う「必要な措置」とは多岐にわたるが、学校はいじめ対応において、市教委はその現状を確実に把握し、日頃から双方の担当者が情報を共有できる体制の構築に努めなければならない。

- ② 市教委は、重大事態が発生した場合、何があったのかを知りたいという保護者の切実な思いを理解し、対応に当たらなければならない。
- ③ 市教委として各学校から報告されるいじめの報告の内容を確認し、いじめが深刻化しないよう指導することは、重要な責務である。その報告の中で「いじめ重大事態」になり得る可能性があるとは判断した場合には、すぐに学校現場で状況確認と日々の細やかな情報共有を学校と行うことが必要である。
- ④ いじめが発生した場合の対応について、研修等での周知を行っているが、さらに、いじめが再発した場合にも、学校は速やかに市教委に報告すること、及び「いじめに関する報告書」を追記して提出するという対応の徹底を図る必要がある。
- ⑤ 学校という場において「いじめは現に起きている」という現状に対し、絶対に今の状況を変えるという強い思いをもって市教委と学校が連携し、報告書に述べられた課題や教訓を真摯に受け止め、今後の指導における提言の実現に向けて、全力で取り組まなければならない。